

## 第4章

### 成果と今後の展開

---

## 第4章 成果と今後の展開

### 1 地域共生社会の実現に資する研修プログラムを都道府県で展開する人材の養成

#### (1) 今年度事業の成果

今年度の本事業の成果は、昨年度事業にて開発した「地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク実践力養成研修プログラム」を全国展開して、すべての社会福祉士が地域共生社会の実現に資するソーシャルワーク実践能力を高めることができるために、本研修の講師を養成する研修を開発・開催するとともに、研修を実施するための手引きを作成したことである。

日本社会福祉士会の会員であるなしにかかわらず、すべての社会福祉士が地域共生社会の実現に資するソーシャルワークを実践できるだけの能力を習得するためには、あらゆる地域において「地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク実践力養成研修プログラム」を実施する必要がある。そのためには、昨年度に作成した e-ラーニング教材に加え、演習プログラムを実施することができる講師を養成する必要がある。そこで、すべての受講者が各科目の目標を達成するために、講師としてどのような点に留意しながら、演習を行えばよいのかを習得できるよう、講師養成研修プログラム「地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク実践力養成研修(講師養成研修)」を開発し開催した。

本講師養成研修のアンケート調査結果から、今年度の本研修の開催が全国での着実な展開につながることが明らかになった。まず、研修参加の1番目の目的として、「所属する県士会で本研修を実施するため」と「所属する県士会以外で、本研修と同様の研修を開催するため」が21.6%となるとともに、「所属する県士会会長等から依頼されたため」も33.6%となっており、開催への意欲が確認された。そして、77.4%の受講者が、講師として研修を実施することができると考えている。研修の実施予定については、不明や未定が75.9%を占めるものの、実施予定の県士会は19.8%であった。このように、本講師養成研修プログラムの実施によって、地域共生社会の実現に資するソーシャルワーク実践能力を高める研修を実施できる講師を少なくとも116名養成するとともに、県士会による研修開催を推進したと言える。

同時に、研修を実施するためには、講師のみならず、研修全体を運営する主催団体がその方法を理解する必要がある。そこで、昨年度事業にて実施した「地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク実践力養成研修プログラム」の試行研修の評価に加え、今年度の「地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク実践力養成研修(講師養成研修)」の講師およびスタッフによる振り返りとアンケート調査結果をふまえて、「地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク実践力養成研修」実施の手引きを作成した。

本手引きでは、研修の主催者が本研修の目的や構成等を明確に理解したうえで、受講者の目標達成率を高める運営ができるよう、受講条件、実施方法、障害を持つ方への対応等の具体的な内容および留意点を示している。中でも、新型コロナウイルスの感染状況をふまえて研修を実施できるように、対面による集合研修とオンラインによるライブ研修それぞれの具体的な実施方法や留意点を示しているのが、ひとつの特徴だと言える。

また、今年度実施した講師養成研修のアンケート調査結果から、講師用のマニュアルや研修資料を希望する意見が複数確認されたことから、本研修の演習プログラムで使用するパワーポイントの教材を、本研修を実施する講師が使用できるように提供するとともに、演習の進め方や留意点等を科目ごとにまとめた講義要綱を作成した。ここでも、対面による集合研修とオンラインによるライブ研修のそれぞれの場面の留意点を示す等、状況に応じて効果的な演習を実施できるように工夫した。昨年度作成した e-

ラーニングによる映像教材とともに、このような実施手引きや講師のための講義要綱および研修資料の提供等によって、どの県士会等が実施しようとも、本研修の目的を果たすことができる環境を整備できたと言える。

## (2) 今後の展開

このような成果をもとに、来年度から着実に本研修の全国展開を図っていくためには、本研修実施に向けた研修実施主体へのサポートが最も重要だと考えられる。来年度から実施する意向を示している県士会は3つあるものの、大部分の県士会は実施を予定しながらも、実際の実施には至っていない状況である。そのため、本研修実施の必要性をさらに周知するとともに、研修実施主体から意見や要望等を収集し、実態に合致したサポートのあり方を明らかにする必要がある。

また、本研修における演習を担当する講師についても、継続的なサポートが必要だと言える。今年度実施の講師養成研修のアンケート調査結果においても、継続研修を望む意見が複数確認されている。日本社会福祉士会として講師養成研修を再度実施することも検討する必要がある。

ただ、このような開催主催者や講師に対するサポートを行なっても、研修実施主体によっては講師の確保が難しい等の状況も考えられる。このような状況を考えると、日本社会福祉士会による本研修の実施もここ数年は必要ではないかと考えられる。

最後に、アンケート調査結果によると、本研修の意義を高く評価している意見が多く見られ、より多くの社会福祉士に受講してもらうために、日本社会福祉士会としては、認定社会福祉士制度の認証研修とすとか、あるいは生涯研修制度の基礎課程とする等の意見が見られた。本研修をどのような位置づけとするのかについては引き続き検討が必要であろう。

## 2. スーパーバイザーのフォローアップを实践できる人材の養成

### (1) リーダー研修プログラムの開発と試行研修の実施に関して

#### 1) 研修の構造について

本研修の構造の特徴は、リフレクションの複層構造を学習者の視点に立ち、研修プログラムの過程の各局面において意識的に取り入れたものと言える。具体的には、事前課題による学習目標の理解の明確化→リフレクションの概念に関する知識の理解→自らの事前課題の振り返りをとおして、リフレクションの進捗手順の活用及びその体験による学習の深化という展開を漸次的に行った。

リフレクションは、スーパービジョンに限らず対人援助職にとって極めて重要な概念であり、実践現場で利用者の方・家族・集団等への支援や援助に携わる中で場と時を変えて繰り返し行い、そのことがケアや援助の質を向上させていくことは言うまでもないだろう。しかしながら、その理解が充分であるとは言えない現状もある。さらに、リフレクションを自分の実践について振り返るという、単純な理解に立つと、地域共生社会におけるスーパービジョンの担い手としては不十分である。このような背景の理解により、研修の焦点をリフレクション・経験学習の意義に置いたものとして、基本を学び、視野を広げて、自らの行動を自律的に導くことに力点を置いた。参加者による事後評価、スタッフによる事後評価で示された結果から、この研修構造はおおむね適切であったことが明らかであり、今後も活用が望まれると考える。

#### 2) 事前課題について

事前課題の持つ意義は大きく、研修の目的の理解、研修で何をどこまで学ぶのかという具体的な学習目標の設定等について予め準備をしておくことが可能となった。また e-learning という形態での学習方法も実務家中心の研修で適切な方法であったと考えられ、さらに、その学習した内容について記録として言語化すること、および、自分の実践と関連させて研修に臨むことが期待されている点を理解できたと考える。しかしながら、この一連の準備段階で研修主催者が参加者に対して何を期待しているのかについて、不明確な把握をしている人の数も少なからずあり、事前の提出物の内容には、混乱した理解の様相もあらわれていた。本文で先述したとおり、例えばリーダーという概念が具体的に何を示すのか等について研修主催者のさらなる検討による明確化が必要であったと考えられ、反省点でもあり、また今後の課題でもある。今後に向けて、今回の成果の詳細な検討が、リーダーの役割や機能の明確化を図り、現場での理解し易い具体的なリーダー像のイメージの提示につながり、さらなる改善を重ねることができると考える。

#### 3) 研修内容について－その1

本研修の学習を進めるうえで、e-learning、グループ討議、個人ワーク等の多様な研修技法を活用した。また、受講者にとって段階的に理解が促進されることを重視し、学習の教材等をあらかじめシミュレーションし、理解の速度を考慮した順序で行った。事後アンケート、スタッフの観察等から、全体の研修の流れ、講師の専門性やインストラクション、教材の順序、多様な研修技法等に関して、概ね高い評価が得られた。また、自由記述では、次のような今後の実践での行動変化に影響を及ぼすであろう内容も示された。①演習・グループワークを通じて、気づきや学びが深められたり、他者との意見交換等により、考えが咀嚼し整理され、さらにはアクションプランへとつながっていることが挙げられた。事前課題での整理がより深められたといった内容も見られた。②自己覚知、気づきへのつながりを回答したものも多かった。③自らのモチベーション、次への動機付け、あるいは体制整備の推進へ向けた回答もあった。例えば、以下のような具体的な回答が示された。小さな一歩が踏み出せそうです；今まで行っていたSVの

振り返りとそれを地域で少しでも理解して頂く為の動きを行っており、それを益々協働推進させていく必要があると感じました；身近な地域での体制整備が重要であり、できることから取り組んでいきたい；自分自身の動機付けになりました；停滞していた時点から、踏み出せそうな感覚がある。

以上のように、研修後への学習動機、多様な行動の変化等が明確に示されていることは、特筆に値する研修の成果であると考えられる。

#### 4)研修内容について－その2

前項でも述べたが、演習のために開発した、インストラクションの方法、様々の記録書式、Zoom を通しての相互学習の促進等に関しては、スーパービジョンの研修を行う上で、大切な礎を築くことができたと考える。同時に以下のような課題も示された。本文で詳述したが、演習で取り上げた、日々のスーパービジョン実践において「スーパーバイザーの主訴のアセスメント」「スーパービジョンのゴール設定」が曖昧であり意識が低い、「ミクロのスーパービジョン実践が中心である」という実態も明らかになった。このことは本事業に取り組む契機となった命題であり、一層研鑽を進めることが再確認された。このことに関して、受講者から「ミクロのスーパービジョン実践が中心」であるとの実態が報告されたが、研修のプロセスを通して、メゾ・マクロのスーパービジョンへの視点への気づき、さらに、実際はメゾ・マクロのスーパービジョン実践を行っていたとの再認識も得られている。実践の振り返りをし、リフレクトし、再認識していく過程の中で、グループディスカッションを通して、地域共生社会の実現に資するリーダー像について、メンバーで検討し、共有する機会にもつながったと考えられる。今後は、①スーパーバイザーとして行っているスーパービジョン実践に対して理論を含めた振り返る機会、②他者のスーパービジョン実践から振り返る研修を企画する等の機会、③スーパーバイザーとしてスーパービジョンを意図的に受ける機会が欠かせない。

#### 5)研修内容について－その3

事後課題の分析では、他の評価とも重なるが、講義・演習の相乗効果により研修効果が高く、『地域共生社会の実現』に貢献する社会福祉士への支援を意識したソーシャルワーク・スーパービジョンに関する理解が進展したことが明らかになった。前項で述べたミクロ・メゾ・マクロのスーパービジョンにおける実践的理解に関しても、講義を受け、演習を体験し、自らのソーシャルワーク実践を地域共生社会の実現との関連でとらえなおし、認識が深まったことを事後課題から読み取ることができた。また、『地域共生社会の実現』に貢献する社会福祉士への支援を推進するための体制づくりに関しての問いについては、参加者の所属する都道府県社会福祉士会等の既存組織の活用と、自身の関与に触れた記述が多かった。このことは、スーパービジョンの実施体制の整備や実施効果について伝達してきたことにもよると思われる。しかし、反面、都道府県社会福祉士会の活動に限定しない、幅広い団体や住民組織、地域の関係機関との関連での記載は薄く、『リーダーの目指すべき役割』及びそれらを実現するための工夫や取り組みに関して、その他の項目に比較し、新たな視点や気づき等は事後課題の記述からは読み取ることが限られた。「リーダーの目指すべき役割」の定義のさらなる明確化を企画段階からはかり、研修プログラムにおいても十分な時間をかけることにより、効果が期待できると考える。

## (2)「ICT(情報通信技術)を活用したスーパービジョンに関する手引きの作成」に関して

### 1)概要

本事業では、ICTを活用したスーパービジョンの手引き検討委員会において検討を重ね、手引きの作成を行なった。手引きの作成は、新型コロナウイルスの影響により、対面でのスーパービジョンが実施困難な状況の中で、ICT(情報通信技術)を活用したスーパービジョンが行われるようになり、その実施方法の手順等に関する基準の明確化を意図したものである。尚、今回の手引きは、個人スーパービジョンに焦点を当てたものであり、スーパービジョンの別の類型であるグループスーパービジョンについては、個人スーパービジョンとは異なる観点からの検討が必要であるところから、今回のガイドラインでは触れていない。

全体の構成は、序文として手引書の目的、ICT(情報通信技術)を活用したスーパービジョンの基本的姿勢、契約時の留意点、「ICT(情報通信技術)を活用してソーシャルワーク・スーパービジョンを実施する場合の付帯事項協定書」、さらに、ソーシャルワーク・スーパービジョンにおける「社会福祉士がスーパービジョンを行う際の事例等資料取扱ガイドライン」についてまとめている。

なお本項の調査部分については、調査の結果から匿名化された情報のみを分析して報告するものとして倫理的配慮を行った。またガイドラインについては、人文・社会学分野のみに係るものであり倫理的配慮を要する個人情報を含まず、開示すべき利益相反(conflict of interest:COI) 関係にある企業・団体・組織等はない。

### 2)本手引きの特質～本事業の成果として

ICT(情報通信技術)を用いたスーパービジョンの実施に関する課題は多岐にわたるが、根本的にはスーパービジョン実施を含めて、教育現場、研修状況というソーシャルワーク領域全体の中で捉えられるものであろう。本事業により作成・提示した具体的な手引きは、スーパービジョンにおいて ICT(情報通信技術)を活用する際のスタンダード・基準を今後構築していくための重要な成果として位置づけられる。その特徴は、以下の5点に示される。

第1に、スーパービジョンにおける ICT(情報通信技術)の活用に関してメリットとデメリットをできるだけ具体的に記述している点である。

言うまでもなくメリットとデメリットは、コインの裏表とも位置づけられ、技術的な進歩や革新の経過の中でその文言や内容は変化する。ソーシャルワークという対人援助職のスーパービジョンにおける ICT活用の手引きという冊子が示されることで、ここに記述したメリットやデメリットが経験と共に精査され、より有効な洗練された内容となることが期待される。そのためには、ICT(情報通信技術)を用いたスーパービジョンの有効性に関する明確な根拠を同時に検証していくことが必要であろう。

第2に、スーパービジョンにおける ICT(情報通信技術)の活用の倫理面、あるいは価値に関わる具体的な論点を手引きとして示している点である。

スーパービジョンにおいて価値観や倫理は、極めて重要とされることは言うまでもない。認定社会福祉士認証・認定機構においても、スーパーバイザーの倫理について検証し、具体的な項目として示している。また、日本社会福祉士会における事例活用時の倫理に関する提示も行なわれてきた。本事業により作成した手引きは、それらの蓄積とその検証を基盤として新しくスーパービジョンにおける ICT(情報通信技術)の活用に関して、実践的に応用し、スーパービジョンの中でスーパーバイザー、スーパーバイジー両者を支え、また保証する機能の一旦を担うことが期待できる。

第3に、本手引きにおいては、特にスーパービジョンでスーパーバイジー課題等と関わる事例に関して

の基準となる一つの試案について、従来から展開されている他専門職領域の蓄積を含めて、総括的に精査し、策定している点である。

事例に関して ICT(情報通信技術)を活用することにより、情報の拡散への懸念等について、記録の方法、情報共有の方法、スーパービジョン関係の締結されている時期と事前・事後の考慮点等、対面で実施するスーパービジョン自体への注意の喚起も含めて、明記することに留意した。このガイドラインが用いられることにより、その意義や修正点等が、社会福祉専門職団体の具体的な議論の資料となることを願っている。

第4に、本手引きは、ソーシャルワーク・社会福祉の領域を越えて、また、所属組織・機関の相違を越えて策定している点である。

手引きの活用には、領域の相違は、もちろん、とりわけ、所属機関や組織のポリシー、機能等との関係を十分考慮に入れ、活用されることを望むものである。領域の相違や所属組織の相違は、スーパービジョンにおいて、むしろ、質を高めることへの挑戦であり、ひいてはジェネリックソーシャルワークのより一層の基盤づくりに寄与するものでもあると捉えられる。このことに関しても、第3点と重なるが、積極的な意見交換の土壌が必要となる。

第5に、本手引きは、スーパービジョンが文化として浸透していく上での、いわば始めの要の一つとして位置づけられる点である。

ICT(情報通信技術)の活用に関しては、冒頭で述べたように、スーパービジョンという限定された場面や方法・領域に限ることはあまり意味を持たず、それ以上に、教育現場、研修状況・場を含めたソーシャルワーク領域全体の中の1つの場面・方法領域として捉える必要がある。例えば、スーパービジョンでの事例の守秘義務について、教育現場、研修状況・場という学習者の相違・特質・目的等について、それぞれのガイドライン・手引きが明確に設定され、それらが連動することによって、スーパービジョンが文化として形成されていく地盤作りとなる。その意味で、本手引き、およびその検討過程において重ねられた議論の蓄積は、始めの要の一つとして位置づけられると考える。



厚生労働省 令和3年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業

**地域共生社会で活躍できる  
社会福祉士の育成・強化に関する  
調査研究事業 報告書**

---

発行 令和4年(2022年)3月

---

発行者 **公益社団法人 日本社会福祉士会**  
〒160-0004 東京都新宿区四谷1-13 カタオカビル2階  
TEL : 03-3355-6541 FAX : 03-3355-6543  
Email : info@jacsw.or.jp

---









**公益社団法人 日本社会福祉士会**

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-13 カタオカビル2F  
TEL 03-3355-6541 FAX 03-3355-6543

※無断で複写・転載することを禁じます。